

○ 売買取引の方法
せり売若しくは入札又は相対取引による

○ 決済の方法

1 仕切り及び送金について

卸売業者が受託物品の卸売をしたときは、その卸売をした当日のうちに、委託者へ売買仕切書を送付しなければならない。

また、売買仕切金については、次の期日までに委託者へ送付しなければならない。支払方法については、現金払、小切手の振出し又は送金払のいずれかの方法とする。

ただし、委託者との間に特約がある場合は、これによるものとする。

- (1) 青果部 卸売をした日から起算して3日以内
- (2) 水産物部 卸売をした日から起算して7日以内
- (3) 花き部 卸売をした日から起算して15日以内

2 買受代金の支払い

(1) 卸売業者から物品を買い受けた場合

卸売業者から物品を買い受けた時は、次の期日までに、その物品の代金を支払わなければならない。

ただし、卸売業者との間に特約がある場合は、これによるものとする。

- ア 青果部 物品を買い受けた日から起算して3日以内
- イ 水産物部 物品を買い受けた日から起算して7日以内
- ウ 花き部 物品を買い受けた日から起算して15日以内

(2) 仲卸業者から物品を買い受けた場合

仲卸業者から物品を買い受けた時の物品の代金の支払期日は、物品を買い受けた当日とする。

ただし、仲卸業者との間に特約がある場合は、これによるものとする。